

「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に係る特約

2018年2月金融庁が公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に係る取り扱い、この特約により取扱います。

1 特約の適用範囲

- (1)この特約は、預金取引(当座勘定取引を除く)について適用されます。
- (2)(1)の取引に関してこの特約に定めのある事項はこの特約が適用されるものとし、定めがない事項に関しては各規定または約款により取扱います。

2 取引の制限等

- (1)当社は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、預金者に対し、各種確認や資料の提出等を求めることがあります。この場合において、預金者が、当該依頼に対し正当な理由なく別途定める期日までに応じていただけないときは、入金、振込、払戻し等の各規定または約款にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (2)日本国籍を保有せずに本邦に居住している預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当社の指定する方法によって当店に届出てください。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、当社は、入金、振込、払戻し等の各規定または約款にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (3)前記(1)の確認や資料の提出の依頼に対する預金者の対応、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情に照らして、この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引または法令や公序良俗に反する行為に利用されるおそれがあると認められる場合には、当社は、入金、振込、払戻し等の各規定または約款にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (4)1年以上利用のない普通預金口座は、払戻し等の預金取引の一部を制限することがあります。
- (5)前記(1)から(4)までの定めにより取引が制限された場合であっても、預金者からの合理的な説明等によりマネー・ローンダリング、テロ資金供与または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが解消されたと認められるときは、当社は速やかに当該取引の制限を解除するものとします。

3 解約等

各規定や約款に定めるほか、次の各号の1つにでも該当した場合には、当社は1(1)の対象取引を停止し、または預金者に通知することによりこの対象取引を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当社が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

- (1)当社が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項または前条(1)もしくは(2)の定めにもとづき預金者が回答または届出した事項について、預金者の回答または届出が虚偽であることが明らかになったとき
- (2)前条(1)から(4)までのいずれかの定めにもとづく取引の制限が1年以上に亘って解消されないとき
- (3)この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき

4 特約の変更

- (1)この特約の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2)前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

